

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し支え合いながら、地域で把握した要支援者の簡単なニーズ対応体制づくりや災害時における避難行動要支援者*の支援体制づくりが必要となっている。	○★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ○地域の自主的な取り組み、相互扶助の取り組みの展開を啓発し、支援する。 ○地域とボランティアセンター*との協力により、速やかな支援へとつなげる連携体制の強化を図る。 ・ボランティアセンターの需給調整機能の強化を支援する。 ○互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動」*を推進するために、活動する場の整備を図る。
2	地域における支え合いの取り組みは、今後、生活支援やサロン活動*の展開、災害時の支援など、地域独自の様々な手法へと発展することが想定される。そのため、充実した福祉教育により福祉への関心を高めるとともに、地域における支え合いの担い手となるボランティアの育成が課題となる。	○★福祉活動団体や小・中学校等と連携して、大人を含めたすべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させることにより、地域福祉活動の担い手を育成する。 ○地域間の交流・連携を通じたボランティア活動の実践を支援し、活動の活性化を図る。 ○ボランティア講座・研修の充実により普及・啓発を図る。 ○ICT(情報通信技術)*等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。
3	生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化が求められている。 地域の支え合い活動により把握された情報を速やかに地域支援のネットワークへ伝える必要がある。	○生活困窮者の増加に対応する自立支援の相談・支援を充実する。 ○民生委員・児童委員*の協力・連携を強化する。 ○ICTの活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。 ・必要な支援へとつなげる連携を図るため、地域や地域福祉活動団体等が、日頃から福祉専門機関・団体等との関係性を築く。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、生活習慣病*を中心とした疾病予防が重要な取り組みとして求められている。 40歳から74歳を対象に糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診*を実施しているが、本市では40歳代、50歳代の受診率が低いことが課題となっている。	○★(仮称)健康増進計画に基づいて、健康づくりや疾病予防の啓発等の事業を行う。 ○★特定健康診査等実施計画に基づき、健康診査及び保健指導を実施する。 ○若い世代に対する受診啓発を行う。 ・主曜、日曜の健診日を増やすなど、受診しやすい環境を整備する。 ・がん検診と同時受診ができる環境を整備する。
2	全国における65歳以上の高齢者数は、団塊の世代を中心に2025(平成37)年には3,657万人となる。また、内閣府が平成19年度に実施した「高齢者の健康に関する意識調査」によると、60パーセント以上の国民が自宅で療養したいと回答している。このことから、在宅医療*の需要はますます増加することが予測される。 2014(平成26)年4月1日現在、逗葉地域で往診を行っている医療機関は18件であるため、これを増加させることと、医療と介護のネットワークとして、在宅医療連携拠点*の整備が必要である。 在宅医療に限らず、救命救急体制の充実や災害時の医療提供機能の拡充など、地域医療の様々な観点から、近隣病院との連携の推進及び総合的病院を誘致することが必要である。	○★逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係機関とともに協議、連携しながら、在宅医療連携拠点を整備する。 ○近隣病院の地域外部委員会等に参加するなど意思疎通を図り、市に必要な連携を要望する。 ○ICT等の活用により、救急体制を充実させる。 ○総合的病院の誘致に必要な病床数の確保のため、県に対して要望を行う。
3	各世代における栄養の偏り、過不足、不規則な生活習慣が深刻化しており、改善を図る必要がある。	○逗子市食育推進計画に基づき、関係機関等と連携し、食育に関する啓発に努める。
4	市民がスポーツを通して気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、スポーツに親しむための環境を整備し、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要がある。	スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画し、健康促進を図る。

調書 2

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち
2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

No.	現況・課題	取り組み
5	心の健康に係る対策を検討する必要がある。	・関係機関等とのネットワークの整備や相談体制の拡充を図る。
6	夏季の異常な高温や高湿度により、熱中症のリスクが高まっている。熱中症は命にかかわることとして、特に子どもや高齢者等に対するさらなる具体的な予防策を伝えるなどの普及啓発が求められている。	・熱帯夜や猛暑日等の情報提供による注意喚起を行う。 ・熱中症についての基礎知識、対処法、予防法等の普及啓発を図る。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	今後、75歳以上の高齢者が急増するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステム*の構築が求められている。 地域包括ケアシステムを機能させていくために、地域で中核的な役割を果たす地域包括支援センターを増設し、強化する必要がある。 地域包括支援センターには地域の多様な人材のネットワークが機能するようコーディネート能力が求められている。	★地域包括支援センターの数を増やし、地域での役割が充実するよう機能強化を図る。 ★地域の多様な人材による高齢者を支えるネットワークを構築する。
2	要介護認定者*が利用する入所施設として、市内には介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム*)3箇所、介護老人保健施設*2箇所があるが、入所希望者は依然として多数あり、高齢化の進展に伴い、その需要は今後ますます増加していくものとみられる。 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるような居住系サービスの利用者の需要の増加も見込まれている。	○★小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、民設民営を基本に的確な事業所数を確保する。 ★特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所・入居施設については、民設民営を基本に的確な施設数を確保する。
3	高齢者の自立した生活を維持するため、介護予防に対する意識啓発や、自立への支援を充実させる必要がある。 高齢者が自ら進んで事業や介護予防の活動に継続して参加することで、要介護状態にならず自分らしい生活を維持できるようにする必要がある。	○介護予防等のための教室、講座等を開催し、高齢者の生活機能の維持・向上を図る。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、さらに発達障害者支援法の施行後は、発達に心配のある子どもが全国的に顕在化してきている。本市においても同様な傾向がみられる中、こうした子どもたちへの支援には、新たな考察や手法・体制が求められている。	○★療育の対象年齢を拡大し、就学後の支援体制を強化して18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うため、(仮称)療育・教育の総合センターを運営設置する。 ○★療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談、保護者のケアの充実を図る。 ○相談支援事業所と連携し、生涯を通じた継続的な支援を行う。
2	障がいのある人が自立し、社会参加ができる環境を整えることが求められている。	○★障がいのある人の居住の場を確保するとともに、地域生活を支援することにより自立を促す。 ○障がいのある人の雇用の機会や場所の確保等により自立を支援する。
3	障がいのある人もない人も分け隔てられることなくすべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。	○障がいのある人への理解を深めるため、福祉教育や学習の場を充実させるとともに、人々のふれあいの場を確保するなど啓発や地域への働きかけを強化する。 ○障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。
4	障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう災害等緊急時の備えやバリアのない環境づくりが求められている。	・避難行動要支援者*支援制度など災害時にも地域で支え合えるような住組みづくりを推進する。 ○ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。 従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。 子育てに関する相談について、子育て支援センター*や母子保健の健診等様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。	○★子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。 ○支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。 ○ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。 ・様々な保育ニーズに対応するため、駅前等交通の利便性の高い地域で保育関連事業の実施を検討する。
2	子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中学・高校生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。	○★中学・高校生については体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる体験学習施設の企画運営委員会を設置し、子どもの居場所をつくるとともに、地域でいきいきと活動ができるように支援する。
3	妊娠中から乳幼児期、思春期に至るまで母子ともに健康な発育・発達を支援する必要があり、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。	○虐待予防を含めた育児相談や教室、健康診査、訪問活動などの充実を図る。
4	保育所入所待機児童が増加している中で、2015(平成27)年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されることとなっている。 今後は、小学校就学前の児童に、質の高い教育と保育を、希望者全員に提供することが求められている。	○各施設の設置主体の意向を尊重しつつ、新制度に位置付けられた、認定こども園*や小規模保育*施設等、多様な教育・保育施設が市内で事業展開されるよう支援し、充実を図る。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	多様化する市民の学習ニーズに応えるため、すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要がある。 生涯学習が広く多くの人にとって身近に、より参加しやすいものにするためには、身近な場が必要であり、地域に根ざした学習の場が求められている。	○★市や市民団体等が実施する講座やイベント等をつなぎ、学習機会をコーディネートする仕組みをつくる。 ・市民が組織する団体や市民との協働と連携に努める。 ・ずし楽習塾講座*のあり方を常に検討し、ライフステージや学習要求に応じた学習機会を提供する。 ○子育て、学習支援、習い事など様々な目的に身近な地域拠点を活用して、「共育」*活動を推進する。 ○図書館において、生涯学習の多様なニーズに応えるために、資料の充実と読書に親しむ機会を提供する。
2	子どもの生活体験・自然体験、世代間交流等の減少に伴い、学校・家庭・地域で共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりが求められている。	★熟年者の知恵や経験が、他世代の人たちに役立ち喜ばれるような「共育」の仕組みづくりを進める。 ○「共育」のまちづくりの基本的な考え方の普及を図る。 ・世代間交流事業を実施する。
3	学校・家庭・地域の連携による「共育」活動を深め、より開かれた学校を推進し、生涯学習の場、機会の充実を図ることが求められている。	○課外における教育としての「共育」を推進する。 ・生涯学習関連施設の受付窓口の一元化及び予約システムの構築を図るとともに、開放施設の拡大について検討する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	2014(平成26)年度から、文化プラザホールの管理運営(文化プラザの小学校を除く部分の維持管理を含む)は指定管理者制度*に移行している。 モニタリング*により、文化プラザの維持管理状況、ホールにおける自主文化事業、それらに要するコストを勘案したより良い管理運営が求められている。	月例、年度、随時モニタリングを実施するに当たり、随時施設に立ち入り、管理業務の実施状況及び財務状況についての説明または関係書類の提出を求め、必要に応じて指導・助言または改善勧告を行う。
2	築10年を超えたホールは、早めに改修・修繕を行うことで長寿命化が可能だが、十分とは言えない状況である。	- 改修・修繕については、きめ細かな点検や劣化に応じた適切な修繕などを計画的に実施し、施設及び設備の安全と機能維持、さらには将来の財政負担の軽減に努める。 - 指定管理者と施設の指定管理担当所管による定例的な連絡調整会議等を実施し、責任の所在を明確にしていく。
3	伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。	○既存の文化団体(個人を含む)との連携を図りつつ、市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進していく。 ○文化やイベントに関する情報提供を行う。 ○ホールの指定管理者と協議し、対象を拡大したアウトリーチ*活動を実施していく。
4	逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。 アートの力を地域の課題解決や活性化へとつなげるためには、一定期間継続することが大切である。予算の確保、開催方法、市民による事務局体制が課題となっている。	○★逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。 ★アートを通して市民がつながることで、地域の課題解決を模索していく。 ○★市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう市民意識の向上を図り、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は62.8パーセントとなっており、全国値58.7パーセントを上回っているが、今後とも、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心と体をつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要である。 子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3パーセントと高いが、青少年の健全育成、子どものころからの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められる。	○★スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・市立小・中学校と地域スポーツ関係団体との連携によるスポーツ実施機会を拡充する。 ・高齢者向けスポーツプログラムの普及を図る。 ・障がいのある人の大会への参加支援を行う。 ・生涯スポーツ、競技スポーツ、学校における体育活動との連携を図るとともに、地域に開かれた学校体育施設の充実に努める。 ・国籍を問わずスポーツを通じた市民交流や他市町村とのスポーツ交流を推進する。 ・みるスポーツの楽しさを普及する。 ○市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。 ・市民等からの情報収集体制の充実を図る。

No.	現況・課題	取り組み
2	これまで市内の各地域体育会で開催している運動会等でスポーツを通しての市民交流が図られてきたが、2006(平成18)年に総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が誕生したことにより、スポーツを楽しみながら健康維持・増進と市民交流の場が用意されている。 少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会的環境の変化に伴い、スポーツに対するニーズも多様化している中、今後も市民が一緒になってスポーツを楽しむことのできる場づくりに、既存の資源を生かして、取り組んでいくことが重要である。	○★逗子市スポーツの祭典を実施する。 ・地域対抗競技種目を拡充する。 ・逗子の地域特性を生かしたスポーツ活動を推進する。 ○総合型地域スポーツクラブの育成、普及・啓発、活動支援を行う。
3	本市には、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションを企画・立案・実施する地域体育会、学校支援地域本部*における地域コーディネーター*や学校支援ボランティア*の方など貴重な人材が活動している。こうした動きを支援するとともに、人材を養成していくことが必要である。	・スポーツ・健康づくり関係指導者の育成及び活動支援を行う。 ・スポーツ・健康づくり関係指導者のデータベースを作成する。 ・スポーツの推進、健康づくりに関する相談体制の充実を図る。
4	「池子住宅地区及び海軍補助施設」*内にある西側運動施設の市民利用の拡大が求められている。	・池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、池子の森自然公園の整備を図る。 ・池子の森自然公園内にアーチェリー場を整備し、老朽化している現在の弓道場を改修する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	「わかりやすい授業づくり」・「お互いを認め合える学級づくり」・「心と体の健康づくり」の取り組みを進めるとともに、児童・生徒自らが学ぶ方法や態度を習得する必要がある。	○★授業や学級経営についての「自己チェックリスト」を作成し、市立学校で活用することで教員の指導力の向上を図る。
2	個別支援を必要とするすべての児童生徒に適切な個別支援計画を策定し、通常学級や支援教室等において学びの場を保障することが必要である。	★個別支援が必要なすべての児童生徒について支援シート*を作成することで個別支援計画を策定する。
3	学習に活用方法できる新しい機器の導入と活用などについてインフラ整備等を進める必要がある。	○★新しいICT機器を活用した授業の研究等を今後も継続して進め、導入に向けた環境整備を計画的に進めていく。
4	支援教育*を推進するため、学校だけでなく、専門機関との連携を深めていく必要がある。	○スクールカウンセラー*・支援教育推進巡回指導員*・学習支援員*などを学校に派遣することにより学校の取り組みをサポートしていく。
5	療育*を必要とする子どもに対し、就学後も継続した支援を行う必要がある。	○(仮称)療育・教育総合センターにおいて、学校や保護者と連携しながら発達段階に応じた支援を進める。
6	団塊の世代の教員の大量退職によって学校は経験年数の少ない教員とベテラン教員の二極化の状況にあり、教員の指導力の向上は喫緊の課題となっている。	・市立学校で授業・学級経営・児童生徒指導の取り組みを標準化し、各学校で実践していく。 ○教育指導教員による学校での具体的な指導とともに研修の充実を図る。
7	保護者・地域との連携について、どのように充実していくのか改めて検討して行く必要がある。	○学校・家庭・地域の連携による「共育」*活動を推進し、市民が地域に開かれた学校づくりに積極的に参画できる仕組みを発展させる。 ○放課後児童クラブ*やふれあいスクール*指導員との情報共有や研修体制を構築する。

No.	現況・課題	取り組み
8	いじめや不登校などの教育的課題について信頼に基づく指導を充実させていく必要がある。	○信頼に基づいた指導推進担当者*や教育相談コーディネーター*などを中心に、各学校で組織的に取り組みを進めていく。
9	児童・生徒が情報を取捨選択し正しく活用する能力を身に付けられるように、情報モラル*の教育及び情報リテラシー*の育成を図る必要がある。	○児童・生徒の発達段階に応じて、 情報 教育の指導計画を整備する。
10	小1プロブレム*や中1ギャップ*など、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校のスムーズな接続と連携が望まれている。 また、 幼稚園・保育園・小学校間、小学校・中学校間の相互の学びや生活の理解を進めていく必要がある。	○幼稚園・保育園・小学校との連携、小学校と中学校との教職員レベルでの交流を進める。 ○園児と児童の交流、児童の中学校体験を進める。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	社会教育講座、家庭教育講座において、現代的課題や家庭の教育力の強化のための講座が行われているが、きっかけづくりが主であり、その後のフォローアップや、次のステージにつながる講座が不十分で、人材育成まで至る事業の効果が見えてきていない。 地域の課題を地域で解決できるような、地域社会の成熟に向けた、学習機会の提供が必要である。	○★市長部局、市民団体との連携を進め、講座の受講後、まちづくりに参画し、地域社会の担い手となっていくような、ひとづくり、人材育成を行う。
2	埋蔵文化財*保護に係る制度の周知と理解が十分とは言えず、保護措置が十全とは限らない上、出土品展示施設が不十分で、貴重な成果を十分活用できていない。積極的に整備を進めている国指定史跡*名越切通と長柄桜山古墳群については、今後、適切な維持管理及び公開活用の仕組みづくりと財政的負担が課題となっている。	○未指定文化財の調査研究を進め、調査検討の結果を文化財保護委員会に諮った上で、必要な文化財を新規指定し、保護を図る。 ●整備した史跡の維持管理について、持続可能な管理の仕組みを検討する。 ○開発関連部局との連携を強化しつつ、法手続きに遺漏がないよう事業者及び市民に対して普及・啓発を図る。 ○池子遺跡群資料館などのほか、ウェブページ等を積極的に活用し発掘調査成果の公開に努めるなど、後世に引き継ぐべき貴重な文化財の大切さを発信していく。 ○収蔵庫、展示施設の改善を図る。
3	神奈川県・横浜市・鎌倉市とともに4県市で協力して進めていた「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録*について、2013(平成25)年度にイコモス(ユネスコの諮問機関)から不記載勧告がなされたことを受け、国がユネスコ世界遺産委員会へ提出していた推薦書を取り下げる事態となった。 4県市として再度登録をめざすため、早急に現状分析を行い、新たなコンセプトを構築し、推薦書を作成していく必要がある。	●個々の候補資産の比較研究を進め、その結果に基づき、構成資産の見直しを図った上で新たなコンセプトをつくり、「鎌倉」の文化遺産の持つ世界レベルで通用する「顕著に普遍的な価値」を訴える推薦書をつくる。 ●世界遺産登録推進を通じて、地域社会ばかりでなく、広く世界に目を向けた文化財の保護を意識できるような啓発を行っている。

4	古文書については、寄贈寄託文書の保存・管理、整理作業、公開活用のための場の確保が課題となっている。	・古文書の保管、公開活用の方の確保を図り、公開活用に努める。
5	子どもから大人まであらゆる年代の利用者の学習、読書意欲を満たすために、資料の充実と利用者への積極的な図書館サービスの提供が求められている。	○様々なテーマによる図書の展示を行うなど、子どもから大人まですべての利用者に情報提供サービスを行い、読書の推進を図る。 ○逗子市子どもの読書活動推進計画に基づき、市内の小・中学校等との連携・協力を密にして、読書環境を整える。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なった緑として連続的、体系的に保全する必要がある。	・市民ニーズ、法令改正等を踏まえた条例規定・運用等の見直しを図る。 ・環境影響評価*を適切に維持し活用する。 ・神奈川県の実施する線引き*見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域*緑辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域*への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。(県の都市計画決定)
2	山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつないだ自然の回廊*として保全整備を図る必要がある。	○★「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図る。 ○★緑の美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースや案内板の保全整備により魅力の増大を図るほか、子どもたちを遊ばせるための山の活用などに取り組む。 ○★「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の活動設立を支援し、その会員の増加のためのPR、シンポジウム等を行う。 ○★各ゾーンの主要部に付随するコースを決定する。
3	良好な自然環境を有する樹林地を今後とも保全するために、地域制緑地*を活用し、制度的に保全を図る必要がある。	○★特別緑地保全地区*の指定を進める。また、そのために、土地所有者への啓発を行う。 ・緑の保全のための財源確保等の検討を行う。

No.	現況・課題	取り組み
4	市域周辺のみどりを形成する神武寺・鷹取山、二子山を大楠山地域と併せ、三浦半島全域を視野に入れた国営公園として整備するため、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を組織し誘致活動を続けている。 「池子住宅地区及び海軍補助施設」*地区の池子住宅地区を除いた後背地については、将来位置付けを協議する地区として位置付けられている。今後も関係自治体と連携を取りながら国営公園の候補地拡大及び早期実現の推進が求められている。	○三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていく。 ○★池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、(仮称)池子の森自然公園の整備を図る。
5	地球温暖化対策や災害時に近隣住民等の命を守る事にもつながる、市街地における緑地の回復が求められている。 多様な命の源となる緑の山は、杉や檜林と里山(雑木林)、土地本来の潜在自然植生の常緑広葉樹の森(いのちの森*)が混在した健全な状態への再生が求められている。	○市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 ○市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、災害避難場所への、常緑広葉樹の植樹(いのちの森)について検討し、実施する。 ・市民の森を一般公開するにあたり、市民の協力を得てその維持管理を行っていく。また、そのための簡易な整備をする。 ○市民の参加などにより里山の再生と活用を図る。
6	名越切通周辺の歴史的風土保存区域*内の枢要な部分は、特別保存地区として保全する必要がある。	○歴史的風土特別保存地区*の指定区域は鎌倉市にまたがるため、神奈川県及び鎌倉市と指定に向けた調整を進める。
7	旧市街地圏内において街区公園*が不足している状況にある。	・誰もが安全で快適に利用できるように都市公園*の整備を図る。 ○公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。また、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
8	市内の中心部を流れる田越川は、豊かな山の命を海まで運ぶ逗子の象徴的な川であり、川の機能を再評価して本来の機能を回復させる必要がある。 周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進することで水生生物の再生を促し、多様な命を育む川とするとともに、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩いの場とすることが求められている。	・人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。 ○河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。 ○河川改修にあたっては、親水施設の設置など快適性(アメニティ*)と調和に配慮する。 ○「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生(河川管理通路のプロムナード*化や親水公園の整備等)を図る。 ・親水施設の設置については、田越川の市管理区間については新たな設置が困難であるため、神奈川県管理の二級河川部分への設置を要望する。
9	逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜*対策にも関わらず改善には至っていない。 豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。	○海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。 ○海岸への排水・廃棄の禁止、海の家への排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ○養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。
10	小・中学生等に対し、市民団体による自然体験学習を支援しているが、今後も次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める必要がある。	○市民団体との協働や市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する。 ○環境教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	総量としてのごみの発生量・排出量を減らし、最終処分量の減量と環境負荷の低減を図るため、適正なごみ処理手数料の受益者負担によるごみの発生・排出抑制と資源物の分別徹底の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識啓発を進める必要がある。	○家庭ごみ処理の有料化を導入する。また、有料化による減量効果を最大化するため、有料化の意義と趣旨目的の十分な周知啓発を行う。 ○ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。 ○不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。
2	燃やすごみの約40パーセントを占める生ごみは、家庭用生ごみ処理容器などで比較的容易に自家処理することが可能である。その排出抑制を促進することは、最終処分量の減量と環境負荷の低減に大きく寄与するため、家庭での自家処理による排出抑制を最大限促進する取り組みを進める必要がある。また、並行して、生ごみを燃やさずに処理するシステムの構築を検討していく必要がある。	○★市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。 ★家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めた上で、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。
3	将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。	○★環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。 ○収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。 ・ごみ収集方法について検討し、改善を図る。
4	燃やすごみの約30パーセントを占める紙ごみについて、排出段階から徹底した減量化・資源化を図る必要がある。	○紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。

No.	現況・課題	取り組み
5	最終処分場への埋立量を最大限減少させ、廃棄物を貴重な資源として有効活用するため、資源化品目の拡大を図るとともに、資源化処理の過程におけるロス(廃棄物の発生)を減らし、資源化効率の向上を図る必要がある。	○焼却灰の安定的な資源化処理の確立を図る。 ○最終処分する不燃残さを最少化するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。 ・小型家電リサイクル法*の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。 ○燃やすごみの約15パーセントを占める植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。 ○市民、事業者との協働により、正しい分別の仕方、資源物の出し方の啓発を図る。また、地域の拠点での資源物の回収の促進を図っていく。
6	ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとらわれない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。	○平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。
7	ごみの収集作業・処理作業のため保有する車両の更新については、購入に係る財政負担や今後の収集体制の見直しを踏まえ、更新台数の平準化を図るなど計画的に進める必要がある。 し尿収集作業のための車両についても、大規模な災害・騒乱などの緊急事態の際に、衛生的な住環境を確保する上で重要となることから、計画的に更新を行う必要がある。	・購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	地球規模での環境保全が注目される中、 限りある資源を有効に活用するため、環境に負荷をかけず、次の世代に良好な環境を残すことが重要な使命になっている。	○「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム*等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。 ○「第二次逗子市環境基本計画」の進捗を適切に管理し、各種施策を推進する。
2	温室効果ガスの削減を達成するためには、 市民一人ひとりが、環境に配慮したライフスタイルへの移行や、温室効果ガス排出量がより少ない設備の導入等を促していくことが必要である。	○★市民、事業者による省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。 ○市民、事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。 ○公共施設への新エネルギー設備の設置を検討する。 ○低公害車への乗り換えの啓発・推進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。
3	過度な自動車依存から脱却し、より温室効果ガス排出量の少ない交通手段である公共交通の利用、自転車、徒歩への転換を進める必要がある。	○公共交通の利用を促進する。 ○「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	昭和40年代からの都市化の波によって、市街地周辺の緑地の喪失や中高層建物等の建築が進む中で、逗子らしい良質な景観の保持が期待されており、市街地周辺の緑地*や海岸、河川などの自然景観と調和した景観形成が求められている。	★逗子らしい景観づくりのため、景観計画に基づき、(仮称)景観計画推進プランを策定する。 - 沿岸市街地を海岸の自然景観と建築物等が相互に融合したまちなみとなるように推進する。 - 逗子の潜在的価値を生かし、海辺、山、商業地、住宅地などを一体的につなげ、回遊性をもたせるとともに、景観を向上させる。 - 特定財源の確保に努め、市道の無電柱化計画を推進する。 - 国道134号線の地下化について、実現の可能性の検討を国や県に要請する。
2	景観形成重点地区*を3地区指定し、そのガイドラインを整備するとともに条例改正、計画改定を行うなど景観条例、景観計画の本格的運用を開始しているが、さらに地域の特性を加味したガイドライン及び景観条例の運用による景観形成が求められている。	○★景観形成重点地区の指定について市民参加*で検討等を行う。 - 逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。 - 条例改正時から「特定小規模景観形成行為」*として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。
3	風致*に適合したデザインによる景観の向上を図るため、2013(平成25)年度に制作した景観デザインコード*を今後、景観誘導のツールとして活用していく必要がある。	○★景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に生かしてもらおう誘導する。 ○★地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。 ○景観に配慮した緑化の取り組みを推進する。 ○市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。 ○関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした用途地域や、よりきめ細かい市街地像を実現していく地区計画、さらには、道路、公園などの都市施設などを都市計画として決定している。	★商業地における住宅の在り方も含め、人口減少時代のあるべき土地利用を検討する。 ・良好な住環境の形成をめざして、(仮称)住環境形成計画を策定する。 ・望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。
2	まちづくり条例は、規定により「3年ごとの見直し」が謳われているが、逗子全体のまちづくりをどのようにすべきかという方向性からの見直しではなく、手続き部分の見直しが主となっている。	★(仮称)自治基本条例の制定にあわせ、まちづくり条例の所掌を整理し、人口減少時代をとらえ今後の方向性を見据えたものとする。
3	本市の良好な住環境、都市環境は、良好な都市環境をつくる条例により維持されているものと考えられるが、制定から20年以上が経過しており、本格的な見直しについての検討が必要な時期にきている。	・良好な都市環境をつくる条例の見直しについて検討し、まちづくり条例、景観条例との整合や運用面も含めた改正を行う。 ★地区まちづくり計画の策定、協定の締結に向けた活動の支援を行う。
4	ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいる。市民への周知を行いつつ、実際の市民の声をどのように吸い上げるか、手法についても確定しておらず、制度導入の障害となっている。	★市民合意を得るべく、「検討案」として示している数値基準、区域等の精査を行う。 ★神奈川県との協議を行い、都市計画手続きへ移行させる。
5	土地利用の見直しは、土地所有者の権利に関わる問題であるが、良質な景観を維持、創造するためには私権の一定の制限が必要である。	景観に優れたまちをつくることは、土地の資産価値を向上させることをも念頭に、土地所有者を啓発し、理解を求めている。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	防災性の高いまちづくりを推進するためには、市民に対し、災害発生時には「自分のことは自分で守る」、「地域は地域で守る」という防災・防火意識の高揚に努める必要がある。しかしながら、自主防災組織の未結成地域があり、加入の拡大を図る必要がある。 また、災害発生時に、消防本部、消防署、消防団、自主防災組織など様々な主体がより機能的に連携する体制を整える必要がある。	○様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室(初期消火、応急手当、避難訓練等)を実施する。 ○防災ハンドブック等の作成、配布を行う。 ○自主防災組織の育成、加入率向上のほか、自主防災活動を支援するなど自主防災組織の活性化に取り組む。
2	災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を市内において横断的に把握する必要がある。 また、避難行動要支援者には個別支援プランを作成しておく必要があるが、その作成は自主防災組織等が実施するため、様々な個別事情を抱えた対象者への働きかけや同意を確保する必要がある。 さらに、避難所においても避難行動要支援者でも生活しやすいような環境を整える必要がある。	○★避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。 ○★市内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。 ○★避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。 ○★民生委員・児童委員*や返子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。 ○★自主防災組織等との協力体制を確立する。 ○★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。 ○★避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。

3	東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められている。 防災行政無線の整備や食料・災害対策用資機材等の整備・充実、津波避難路の整備など対応策の充実が求められている。	・予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行う。 ・予想される災害に備え備蓄資材等の整備に努める。 ・津波災害に備え、津波避難路などの整備を進める。
4	都市の不燃化及び延焼拡大防止を図るため、準防火地域*を都市計画で定めている。	防災性の高い土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。
5	火災等の災害に備え、広域化を含め消防力の拡充を図る必要がある。	○消防車両については、計画的に整備し、消火栓・防火水槽・消防水利の整備に努める。 ○地域の消防力の中心となる消防団の充実に努めるとともに、老朽化した消防団詰所の計画的な整備を進める。 ○消防広域化の可能性について検討していく。
6	大規模地震発生時に備え、住宅の耐震性の向上等を図るため、耐震診断、補強工事の補助等を活用し、耐震化を推進している。 しかし、費用が過大となることなどから補強工事へ進まないケースがある。	○耐震診断等を通じて、耐震化の普及と啓発を行う。 ・補強工事以外の選択肢として、一部屋耐震補強(耐震シェルター*設置)についての周知を行う。 ○生垣推進、ブロック塀撤去等を支援する。
7	局地的な集中豪雨の頻発等により、水害のリスクが高まっている。 田越川の河川改修に加えて、雨水の貯留・浸透施設の設置促進など、下水道分野と連携して対策を行っていく必要がある。	・透水性舗装・浸透ます*やインターロッキングブロック*を使用し、雨水を浸透させるよう検討する。 ・田越川準用河川の未整備区間について、新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進め、事業の完了をめざす。 ○開発指導における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を促進する。 ○県管理部分については、継続的な河川改修整備の実施を要望する。

8	近年、地震や局地的な集中豪雨などの自然災害や市民の安全を脅かす事例・事件が全国で起きている。 市民が安心して暮らせるまちをつくるため、防災、消防、防犯の各分野の取り組みについて、連携を図りながら計画的に推進する必要がある。	○安全で安心なまちづくりを進めるために、(仮称)安全安心アクションプランを策定する。
9	犯罪のないまちをめざして、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会*の防犯活動事業を支援しているが、自主防犯活動に取り組んでいない自治会等もある。	○★市民一人ひとりの防犯対策に対する意識を高め、また犯罪を回避するための行動の指針となる情報を提供する。
10	自治会、町内会等における防犯組織により、防犯パトロールや青色回転灯パトロールカー*などの地域ぐるみの防犯活動が行われている。 市及び防犯関係機関、警察、市民等が一体となった安全・安心のまちづくりが求められている。	○★各地域の防犯意識が高まり、より多くの市民により防犯・地域安全体制の強化が進められるよう、犯罪回避のための情報提供の推進、防犯情報の共有化、市民、市、警察、防犯協会等の団体との連携強化といった支援をしていく。 ○★地域での防犯情報の共有化を図るため、地域安心安全情報共有システム等の普及拡大に努める。
11	防犯を意識したまちづくりを推進する上で、公共施設(公園、広場、生活道路など)設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。	○★市が公共施設を設置する際、防犯アドバイザー*により、あらゆる分野における防犯対策のアドバイスを行う。 *被害対象の回避・強化(犯罪発生要因の除去、対象物の強化を図ること) *接近の制御(犯罪企図者が被害対象者(物)に近づきにくくすること) *監視性の確保(多くの人の目が自然に届く見通しを確保すること) *領域性の確保(領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくること)

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	人と環境にやさしい交通手段への転換として、効率的な自動車利用を推進するとともに、自動車交通がもたらす環境負荷を低減することが求められている。	○★公共交通機関の利用促進、自動車利用の抑制、自転車利用の促進、ルールづくりなどを行う。 ・カーシェアリング*の検討や児童等の送迎時における相乗りの推奨など効率的な自動車利用を推進する。 ・低公害車への乗り換えの啓発・推進などにより、自動車の環境負荷を少なくする。 ○市民参加*・参画のもと、地域で交通問題に取り組む仕組みづくりを進める。
2	自転車利用のルール、マナーが守られていないことにより、自転車に関係する交通事故が発生している。自転車による歩道通行が常態化し、歩行者優先の意識が希薄になっており、自転車利用のルール・マナーの啓発、交通安全教室を進める必要がある。	○★自転車の正しい利用方法に関するキャンペーン、教室の開催など、周知、啓発に努めていく。主に児童、高齢者を対象とした交通安全教育を進める。
3	高齢者や障がいのある人などが円滑かつ安全にまちの中を移動できるようにバリアフリー*化を促進する必要がある。狭あい道で起伏の多い本市において、高齢者を含む市民の身近な移動手段の確保が必要となっている。	・低床式ノンステップバス*の導入の促進、分かりやすい歩行者用案内標識の設置など、車いす利用者、高齢者、妊婦、子どもなどが安全で快適に利用できる交通環境をつくる。 ○市道の無電柱化を推進する。 ・市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。 ・民有地での設置に対する補助制度を含め、まちかどベンチ*の設置を検討する。 ○★地域主体によるコミュニティバス*等の運行に向けた支援をする。 ・公共施設等を結ぶ移動手段の検討を進める。

4	駐車車両等により歩行者、自転車の安全が確保されていない。	○★自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。(歩行者・自転車・自動車の分離、都市計画道の見直しなど) ○主要道路へ自転車走行位置を示す自転車誘導マークを設置する。
5	公共交通機関への乗り換えを容易にする対策が求められている。	○バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。 ○自転車利用の啓発とそのための環境整備として駅やバス停の近くに駐輪場を整備する。
6	逗子駅、新逗子駅周辺の自転車等放置禁止区域内において、自転車・バイクの放置が常態化している。 保管場所への移動を行っているが、移動台数は減少していない。 土・日曜日、祝日にはさらに多くの自転車等が放置されている。	・逗子駅周辺に市営駐輪場を整備し、多く放置されている場所には誘導員を配置して、啓発及び駐輪場の案内を行う。 ・商店街における店舗の建替、改築の際には、軒先等に駐輪スペースを設置するよう商店街、事業者に協力を求めている。 ○民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めている。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	本市の中心核であるJR逗子駅周辺に比べ、JR東逗子駅周辺は副次核であるにもかかわらず基盤整備が立ち遅れている。	○★JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の活用について検討し、推進する。
2	市勢(地形、人口、財政等)に見合った市営住宅を計画的に整備する必要がある。 市営住宅の整備にあたっては居住環境のバリアフリー化が求められている。	★桜山住宅の整備を含むユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住宅整備を実施する。 ★市営住宅管理計画の見直しを図る。 ・県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅整備計画を更新する。 ・市営住宅の長寿命化修繕計画を策定し、市営住宅の長寿命化を図る。
3	公共施設等の老朽化および利用需要の変化を踏まえ、全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。	逗子市行財政改革推進本部において検討を進めるとともに、長期的な視点をもって計画的に推進するために、(仮称)公共施設等総合管理計画を策定する。
4	高齢化のさらなる進展や障がいのある人などの社会参加の機会が増加することにより、公共施設等のバリアフリー化に対する要求は高まっている。	・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。 ○歩行空間のバリアフリー化とともに、景観上の観点からも幹線市道の無電柱化を推進する。 ○国・県道については、県に要望し、市域全体の道路のバリアフリー化を推進する。
5	現在市道の約66パーセントが幅員4メートル未満の狭あい道路*であるため、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また緊急車両の通行の必要性から、拡幅や隅切り等の整備を行うことが求められている。 家屋の新築等に伴う道路後退部の寄付を義務化することは現在の法制度では困難であり、寄付は増えていない。	○狭あい道路整備事業により、寄付を受けた道路の整備をする。また、隅切りについても整備をしていく。 ○今後も、狭あい道路整備事業について、広報誌や特定行政庁の協力を得て啓発を図る。

6	市内の渋滞解消や道路環境の改善が求められている。	・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。 ・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。 ・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。 ○市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。 ○歩行空間の確保及び整備・向上を図る。 ・安全で快適な空間を創出するポケット・パークを整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。 ○街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 ○駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。
7	地籍調査*は、土地の正確な境界、面積、所有権等に関する最も基礎的な調査で、円滑な土地取引や良好なまちづくり、地震・津波被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠である。	10年間で津波浸水予想地域(2.8平方キロメートル)の調査を完了できるよう、官民境界等先行調査を実施する。
8	下水処理場・ポンプ場は供用開始後40年以上経過し、管渠についても布設後30年以上経過した管が50パーセント以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策、浸水・不明水対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。	○長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。 ○地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。 ・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。 ○合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 ○下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	近年、特に海水浴場開設期間中の治安、風紀の乱れ、不法投棄等が顕在化し、魅力が薄れていることから、安全で快適な海水浴場の開設に努める必要がある。 四季を通して来訪者に親しまれる海岸となるよう環境整備を行う必要がある。	○★条例に基づく市民、関係団体・機関との協議に基づき、市としての対策を決定し実行する。 ○海・浜のルール of 周知に努める。 ・監視業務の充実を図る。 ○海水浴場客との協力による美化活動を推進する。 ・砂質改良の拡充を図る。 ○県へ養浜の要請を行う。 ○マリンスポーツの普及を図る。
2	商業においては、大型店舗などの商業施設や大型都市施設が中心市街地にないため、市外から多くの客を呼び込める環境ではなく、買い物客等の市外流出の現象が見られる。 また、個人商店の売上げが伸びず、経営者の高齢化により情報化への対応が遅れているため、活性化に向け具体的な計画を策定する必要がある。	○★(仮称)商工業振興計画を策定し、振興施策の具体化を図る。 ○商店街の活性化のため研究、のイベント開催の支援に努める。 ○逗子市商工会への支援を行う。
3	漁業者数に大きな変化はないが高齢化傾向にあることから将来への明確な展望が描けておらず、また漁港施設も老朽化が著しい。漁業振興を図るための計画の策定と実施、及び施設の老朽化等に対応した工事を実施するとともに、地域のにぎわいを取り戻すために漁港周辺地域を含めた活性化計画を策定する必要がある。	○★(仮称)小坪海浜地域活性化計画を策定し、漁業振興策の具体化を図るとともに、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯を魅力的な海浜地区として位置付ける。 ★小坪漁港の機能保全工事を実施することにより、漁港の本来の持つ機能を保全・回復する。
4	個性豊かな産業が生まれやすい土壌をつくるとともに、本市唯一の地場産業である水産業の活性化を図る必要がある。	○若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。 ○サザエ・アワビなどの稚貝放流と栽培漁業への支援をする。 ○地元漁獲物のPRに努める。 ・市民と生産者との交流を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
5	逗子を訪れた人に、逗子の良さをアピールしてもらえるよう、十分な情報提供を行う必要がある。 市内に宿泊施設が少ないため、日帰り客が主となっている。近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらえるような、魅力ある観光地づくりを行っていく必要がある。	○観光ホームページ、パンフレット等の充実を図る。 ○近隣各市町とも連携し、観光客の誘致に努める。 ○逗子市観光協会への支援を行う。 ・「自然の回廊プロジェクト」の推進により案内板等を整備し、ハイキング客等の誘致に努める。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	将来にわたって本市が豊かで住みやすいまちであるためには、市民一人ひとりが責任を持って市政に参加し、市民の意見を踏まえた市政の運営がなされていく必要がある。	★市民権*の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等を明らかにするため、(仮称)自治基本条例を制定する。 ・市民自らが計画の達成状況を検証することにとどまらず、「まちづくりの主体」として参加できる仕組みをつくる。 ・市民自治によるまちづくりを推進するために、(仮称)市民自治推進計画を策定する。
2	地域の課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化してきている。市民自らが地域の課題を解決する主体的な活動を行えるよう、自主的に地域を運営する仕組みや基盤づくりを推進することが必要である。	○★地域の問題を解決する新しい地域自治組織である住民自治協議会の設立とその活動を支援する。 ○住民自治協議会に対して、人的・財政的支援のほか、活動拠点の確保に対する支援を行い、より安全・安心で、暮らしやすい、持続可能な地域社会を協働で形成していく。
3	市民が活発に市民活動、ボランティア活動を行えるよう、推進を図る必要がある。市民協働を推進する様々な施策や制度について体系化した整理が必要となっている。	★(仮称)市民協働推進条例を制定する。 ・社会参加・市民活動ポイントシステム*や市民活動支援補助金*、協働事業提案制度*といった既存の事業の積極的な周知を図り、市民が活発に利用できるように努める。
4	地域の人たちが助け合い、知恵を出し合えるよう、集える場を整備し、互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する必要がある。	○「ふれあい活動」を推進するために、活動する場の整備を図る。 ・市は住民自治協議会と役割を分担しながら、地域活動や「ふれあい活動」を担う人材の確保・育成、支援する仕組みを検討し、進める。
5	市民参加*が市民に広がっていないなど、十分に市民意見を政策決定に反映できていない現状がある。市民への情報提供が参加の前提という認識を深めた上で、広く市民の意見を集められるよう、適正な運用を図る必要がある。	・まちづくりトーク*を開催する。 ・より効果的な参加手法の導入を検討していくとともに、市民参加条例の見直しを含め、適切な運用を図る。

6	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	○ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティ*の向上に取り組む。 ・市民に対する情報発信を充実させる。
7	単独の自治体で行うには困難であり、また非効率的な行政課題の解決にあたり、広域行政という手法も自治体経営の選択肢の一つである。消防の広域化における協議を例に、地方自治を実りあるものとしていく必要がある。	広域行政に関しては、さらなる可能性に関し、調査・研究をする。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。人権意識の高揚に努め、これを是正する必要がある。また、時代の変化とともに人権侵害の形も多様化しているため、状況に応じた対応をする必要がある。	- 人権教育講演会等の実施や人権擁護委員*の活動の充実化を支援する。 - 人権意識の高揚を推進するための基本的な枠組みについて検討する。 - 人権・同和教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。 - 年齢層や家庭状況などに応じた講座や講演会を実施する。
2	男女平等の確立に向けての意識啓発を行い、「ずし男女共同参画プラン」を推進する必要がある。 ドメスティック・バイオレンス(DV)*被害者等の自立支援と精神的なケアを含めた相談・支援体制の強化・充実が求められている。	○★ずし男女共同参画プラン推進会議と逗子市男女共同参画連絡調整会議の連携を強化し、協働して男女共同参画を推進する。 ★(仮称)ずし男女共同参画推進条例を策定する。 ○ドメスティック・バイオレンス(DV)や女性が抱える問題などの相談・支援体制の充実に努める。
3	児童虐待等が増加傾向にあり、虐待防止の側面から子どもの人権についての対策が求められている。	子どもの人権についての啓発を行うとともに、相談体制の充実に努める。
4	行政の透明性を確保するため情報公開制度を推進しているが、市民が必要としている情報をさらに利用しやすい形で積極的に提供する必要がある。	- 市民の「知る権利」を保障するよう、逗子市情報公開条例を適正に運用する。 - 市政情報広場を充実させる。
5	行政の取り扱う個人情報については、事務処理の電子化により飛躍的に効率化が進む反面、大量漏えい等の恐れも増大しており、逗子市個人情報保護条例の適正な運用が求められている。 社会保障・税番号制度*の導入にあっても、個人情報保護の厳格な管理・運用が求められる。	- 個人情報保護条例を改正し、適正に運用する。 - 人的ミス等をなくすための職員研修を行う。 - 行政内部の個人情報管理、文書管理を徹底する。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、地域と行政内部の情報化が求められている。	★情報化の推進が全庁的に取り組まれるように、(仮称)情報化推進計画を策定し、計画的に情報化を推進していく。
2	ICTの急速な進展に伴い、情報セキュリティ*の確保に努める必要がある。 特に個人情報については、厳格な管理・運用が求められる。	★セキュリティ関連情報をもとに、情報セキュリティポリシー*の見直しを行っていく。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的な監査を実施するとともに、職員に対する情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした研修を継続的に実施する。 ・システム導入にあたっては、個人情報保護をはじめとして、セキュリティ対策に万全を期す。 ・個人情報保護条例を必要に応じて改正し、適正に運用する。
3	2016(平成28)年1月(予定)の社会保障・税番号制度*の導入により、確実かつ効果的な本人確認ができるようになり、社会保障及び税制度の効率性・透明性が高まる。これにより申請・届出等に必要であった添付書類の省略ができるようになるなど、市民にとって利便性の向上が見込まれる。 いつでも社会保障等に関する自己情報や行政からのお知らせ等が入手できるようになるため、より効果的な情報発信が求められる。	★ICTの活用により、市民サービスの質や利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上をめざし、基盤整備を進めていく。
4	インターネットが普及し、誰もがどこからでも情報にアクセスできる環境が整ってきたことにより、行政が保有する公共データを、二次利用できる形式で公開し、民間が効果的に活用することにより、新たな価値を創造することが期待されている。	・オープンデータの意義や公開方法などを検討し、市民サービスの向上や経済の活性化など、高い効果が見込まれるものからデータの公開を進めていく。 ・ホームページ等による情報発信の充実を推進する。

No.	現況・課題	取り組み
5	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	・ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセスIBILITY*の向上に取り組む。 ・市民に対する情報発信を充実させる。

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市民の国際理解を深めるとともに、幅広い交流支援や国際協力の展開が求められている。	・国際交流や国際協力、平和のまちの在り方を検討し、(仮称)国際交流推進計画を策定する。 ○国際交流・国際理解について市民への啓発に努める。 ○市民の国際交流活動等を支援する。
2	身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米軍家族住宅居住者との交流を進めるためには、市民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づくりを積極的に行う必要がある。	○★国際理解講座を市民団体との協働により発展させ、また、外国籍市民との交流の場を設けていく。 ○★池子米軍家族住宅内小学校と逗子の小学校との交流を検討する。 ★まちづくりトーク*において、外国籍市民との対話の機会を設ける。
3	戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、平和とは何かということを学び、それをこれからの世代につないでいくことで、平和意識を喚起し、核兵器のない平和な地域社会の実現を図る必要がある。今後とも世代交代が進む中、非核平和への意識を風化させず、継承していくことが必要である。	★ピースメッセンジャー*を派遣し、市民へ活動報告を行い、共有することを継続する。 ★ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)*等によりピースメッセンジャー活動を紹介する。
4	平和に関する活動について幅広い世代の市民が関わるための支援が必要である。年間を通じて非核平和に関する情報を提供するなど、より生活に身近な啓発活動を推進することが必要である。	★ピースメッセンジャーと市民団体の交流を支援する。 ○★市民を対象とした非核平和について考える「ずし平和デー」*を市民団体と共催することを継続する。 ・今後設立される住民自治協議会*の各小学校区の拠点等の場を活用して、非核平和に関する展示等を年間を通して行う。

◆取り組み

- 国、米軍に対し、返還に向けた調整・協議を推進し、積極的に交渉を行う。
- 市民・市議会・行政が一体となった逗子市池子接收地返還促進市民協議会を運営し、池子の森の全面返還に向けた市民世論の喚起を促す。
- 住宅地区を除いた後背地の早期返還をめざし、当該地への三浦半島国営公園の誘致の実現を図る。